
安全作業標準

～ひとつでも怪我・事故を無くす為に～



2020年7月1日

スナダ建設株式会社



2011年12月作成 2020/7/1 更新

※朝礼場所の掲示板にラミネートの上、周知徹底を図ること。

- ① EV 開口の養生は養生金網をアンカーで固定する(セパ)を利用してホムタイで止めるも可とする)
(養生金網は横 1 枚で OK、各階水平養生は穴が無いよう完全に塞ぐ)
パコを使用し資材の置場所とする場合は耐荷重計算をした上で、積載荷重表示を必須とする。

- ② 各月の玉掛り点検色は

| 月 | 1,5,9月 | 2,6,10月 | 3,7,11月 | 4,8,12月 |
|---|--------|---------|---------|---------|
| 色 | ミ(緑) | キ(黄) | ア(赤) | シ(白) |

右記の表によるものとする。

- ③ 躯体施工時(コンクリート打設前)EV ヒットの天端はスラブを貼って材料置場スチーフとコンクリート打設足場を兼ねるものとする。
- ④ 荷揚げ開口養生はコンパネ 2 枚貼が必須。開口養生ズレ止めは開口上部四周に桟木を固定し、コンパネ 2 枚を丁番で固定する。もしくはコンパネの下にズレ止めの桟木を 2 本打つ。
(長手・短手は問わない)
- ⑤ 格子手摺及び硝子手摺部は先行手摺として、ブラケット単管で 2 段の手摺を設ける。
⇒親綱は不可とする。
- ⑥ 壁筋・差筋の天端はフック付きを基本とする。
⇒フック付とする箇所は各現場の指示によるものとするが、妻壁、足場に面する EV 壁は必須とする。
- ⑦ 命を守る!!カードを A3 版に拡大コピーして、各階(EV 前)及び朝礼を行なう安全掲示板に掲示する。その上に『監督より 119 番が先』のラミネートを掲示。(由来をトイレに掲示する)
現場へ外国人労働者が入る場合は、英語版の命を守るカードを発行し携帯させる。
- ⑧ 作業場でのラジオは禁止。(大きな音でかけられることが多いため、危険を知らせる声等が届かない)上記の理由により、イヤホンをつけての作業も禁止とする。片耳のものは可とする。
- ⑨ 半袖、半袖+アームカバー、作業着の裾まくり、スパッツ+ハーパンツ厳禁。肌を露出させない。
市販でハーパンツ等ありますが、メーカー確認したところ運送業・サービス業へ向けて制作したものという回答でしたので、弊社の現場では使用厳禁。
- ⑩ ヘルメットの下に帽子、タオルを巻くのは禁止。(但し、専用の市販品は可とする)
- ⑪ 内部作業について、ヘルメットは原則着用とするが頭部保護をしていればこの限りではない。
但し、廊下・バルコニー等へ出る際はヘルメット着用を厳守すること。(労働安全衛生規則による保護帽の着帽規定に従う)
- ⑫ ネックウォーマーの使用は可。但し、着用する人の顔色等がわかるようにすること。
- ⑬ 新規に入る現場の 1 ヶ月前の安全衛生協議会から作業が完了する月まで安全衛生協議会には必ず出席し、事業主パトロールを実施すること。

※原則として、直接仮設工事・鉄筋工事・型枠工事・電気設備工事・給排水設備工事・ガス工事の事業主は安全衛生協議会とは別に月1回事業主パトロールを随時行う。

なお、事業主とは会社の代表・支店長・職方に対し権限をもつ担当者(工事管理者等)を意味し、職長・一般職方は不可。

- ⑭ 一人でクレーンの運転・玉掛・荷受けの禁止。また、介錯ロープは必ず使用すること。クレーン使用の誓約書の内容に基づき使用すること。違反者は使用禁止もしくは現場退場とする。
- ⑮ 七尺以上の長尺脚立を使用する場合は、通常脚立持込許可証とは別に**長尺脚立使用許可証(各現場単位にて発行)**を脚立の見えるところへ取付、使用すること。長尺脚立使用許可は各現場の所長へ長尺脚立使用許可願申請書を提出し、許可証を受け取る。